

●特別会計予算 (単位:千円)

会計名	予算額	対前年増減額	増減率%
国民健康保険	9,704,356	240,450	2.5
下水道	2,212,458	△218,638	△9.0
交通災害共済	40,309	15,169	60.3
介護保険	5,445,737	195,543	3.7
南河原地区簡易水道	129,631	△3,108	△2.3
後期高齢者医療	769,884	42,963	5.9
合計	18,302,375	272,379	1.5

条 例
屋根貸しによる
太陽光発電事業

○行田市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

本市のエコタウン推進事業の一環として、行政財産の使用を想定していなかった建物の屋根貸しによる太陽光発電事業を実施する予定である。今後、様々な事業を実施する際、当該条例の別表では使用料の適正な金額を算出することが困難であることから、使用料の徴収について、例外規定を追加するため、条例の一部を改正するものである。
質疑 どのような施設が考えられるのか。

答 屋根貸しによる太陽光発電事業については、市役所庁舎のほか、小・中学校、その他市の関連公共施設の屋根を予定している。
○行田市消防長及び消防署長の資格を定める条例(原案可決)

消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため、条例の一部を改正するものである。
○行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

消費税率の引き上げに伴い、し尿処理手数料を改定するため、条例の一部を改正するものである。
質疑 施行日を、平成26年4月1日ではなく、なぜ7月1日としたのか。

答 し尿くみ取りを行う行田市清掃協会より、平成25年11月26日に軽油価格の値上がりや消費増税に伴う料金改定の要望があり、検討した結果、消費税分の料金改定の議案を本定例会へ提出することとなったが、料金改定の周知期間として3カ月が必要と考え、7月1日としたものである。

○行田市ごみ処理施設整備基金条例(原案可決)

鴻巣行田北本環境資源組合では、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整、当該計画に基づく一般廃棄物処理施設の建設及びこれに附帯する事務を共同処理することとしている。

これに伴い、ごみ処理施設の整備に要する基金を創設するため、新たに条例を制定するものである。
質疑 ごみ処理施設は、どういう施設を想定しているのか。

答 ごみ焼却施設及びこれに附帯する発電施設、粗大ごみ処理場等の建設などを想定している。
質疑 積み立てる金額と積立期間について。

答 新たなごみ処理施設の建設等に要する経費は、いまだ確定していないため、本市の負担分が確定する時期及びその規模を見ながら適切な金額を積み立てていく。
○行田市都市公園条例の一部を改正する条例(原案可決)

水城公園管理事務所を廃止し、水城公園学習棟会議室を設けること、また、有料公園

施設の供用日及び供用時間等の規定について、規則から条例に引き上げるため、条例の一部を改正するものである。
○行田市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例(原案可決)

法令の改正に伴い、地域の実情に応じて幅広い分野から社会教育委員を選任するため、条例の一部を改正するものである。

契 約
斎場施設の
整備改修

○行田市斎場式場棟新築工事請負契約の締結について(原案可決)

現在の式場棟は、通夜、告別式を行う施設として昭和54年に設置され、既に35年が経過し、施設の老朽化に加え、受付場所の確保やトイレの整備について要望を受けていることから、施設全体の整備改修を行うものである。

なお、契約金額は消費税を含めて4億8384万円、契約の相手方は、市内の大野建設株式会社である。

質疑 式場を2部屋に増やす理由は。

答 近年、高齢化や核家族化などにより、通夜式、告別式、火葬、法要までの葬儀を移動することなく一連で行える式場への要望があり、また、利便性の向上も踏まえ、1日に2組の家族が行えるよう、2部屋とする。

なお、現在増築している法要ホールについても、2部屋を設けている。

質疑 基本設計のデザインについては、どのように考慮したのか。

答 遺族や会葬者の心情に配慮するため、落ちついた気品のある空間となるような仕上げ材の選定や照明計画とするとともに、積極的に自然光を取り入れた採光計画とすることにより、環境負荷低減にも配慮している。



行田市 斎場